

議案第 16 号

橋本市職員の退職手当に関する条例及び橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の退職手当に関する条例及び橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の退職手当に関する条例及び橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(橋本市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 橋本市職員の退職手当に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 65 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(勤続期間の計算) 第 8 条 略 2～4 略 5 第 1 項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員等又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 2 条に規定する者(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。))が、引き続きいて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間が、その者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第 48 条第 2 項又は第 51 条第 2 項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に 12 を乗じて得た数(1 未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。))に相当する月数)は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。	(勤続期間の計算) 第 8 条 略 2～4 略 5 第 1 項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員等又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 2 条に規定する者(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。))が、引き続きいて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間が、その者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第 48 条第 2 項又は第 51 条第 2 項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に 12 を乗じて得た数(1 未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。))に相当する月数)は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

(1) 略

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)(以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)(以下「一般地方独立行政法人等職員若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されたいで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)(が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。))に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されたいで、引き続き当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」という。)(が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社職員として在職した後引き続き一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き一般地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続き続いた在職期間の終期までの期間

(1) 略

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)(以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)(以下「一般地方独立行政法人等職員若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されたいで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)(が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。))に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されたいで、引き続き当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」という。)(が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は特定地方公社職員として在職した後引き続き一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き一般地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) 略 6～9 略 (失業者の退職手当) 第13条 略 2～9 略 10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。 (1) 略	(3)～(7) 略 6～9 略 (失業者の退職手当) 第13条 略 2～9 略 10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。 (1) 略 (2) その者が次のいずれかに該当する場合 ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するた めに必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
(2)・(3) 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(4) 略 (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に	(3)・(4) 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(4) 略 (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指

示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるた め、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費 の額に相当する金額 (6) 略 12～17 略 附 則 1・2 略 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基 本額は、第7条の規定にかかわらず、第3条から第5条の3までの規 定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。 この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条 並びに附則第3項」とする。 4～8 略 9 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規 定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで 及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に 規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同 法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定め る者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職 を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を 行うことが適当であると認めたもの」とあるのは、 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由 により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に 掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長 が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要 な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当で あると認めたもの」 ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地 域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指 導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条 第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの (アに掲げる者を除く。)」 とする。	規定する移転費の額に相当する金額 (6) 略 12～17 略 附 則 1・2 略 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基 本額は、第7条の規定にかかわらず、第3条から第5条の3までの規定 により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この 場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに 附則第3項」とする。 4～8 略
---	--

(橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年橋本市条例第248号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 第2条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第3項から第6項までの規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第3項から第6項まで、附則第4条、附則第5条の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 2 略	附 則 第2条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第3項から第6項までの規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第3項から第6項まで、附則第4条、附則第5条の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の橋本市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から適用する。ただし、第1条中第8条第5項第2号及び附則第3項の改正規定並びに第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(1) 第13条第10項及び附則第9項 平成29年4月1日

(2) 第13条第11項第5号 平成30年1月1日

(経過措置)

- 2 新条例第13条第10項(第2号に係る部分に限り、新条例附則第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した橋本市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条例第2項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。次項において同じ。)であつて橋本市職員の退職手当に関する条例第13条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条例第3項の退職手当の支給を受け終わった日が附則第1項第1号に定める日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第13条第11項(第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第13条第15項において準用する場合を含む。))の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項第2号に定める日以後である場合について適用する。